

投資顧問契約のご案内  
(契約締結前の書面)

株式会社  
シンセリテイー

## 投資顧問契約のご案内

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、契約締結前に投資家各位に交付しなければならない「契約締結前の書面」です。

この書面をよくお読みください。

商号 株式会社 シンセリティー

住所 〒501-0554  
岐阜県揖斐郡大野町五之里 154-1  
電話・FAX 番号 (0585) -34-1075  
携帯番号 (090-5876-6014)

### 金融商品取引業者の登録

当社は、投資顧問業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次の通りです。

登録番号 東海財務局長（金商）第40号

当社は一般社団法人日本投資顧問業協会会員であり、会員番号は次の通りです。

会員番号 052-00211

### 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断を投資家に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、投資家が投資を行った成果は、すべて投資家に帰属します。当社の助言は、投資家を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、投資家に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### ③変更通知

投資家は住所、氏名、勤務先、連絡先、その他当社が行う情報、内容、方法等提供に影響を及ぼす可能性のある事項についての変更があったときは、速やかに当社に対し、その旨、書面で御通知いただきます。投資家より御通知のないことにより生じる結果につきましては、当社は、一切責任を負いません。

## 報酬等について

### 投資顧問契約による助言の内容等方法

投資顧問契約により、有価証券等（国内の株式、債券）の価値等の分析、又は、これらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、投資家から会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

当社と、投資家との投資顧問契約の種類は次の 5 種類、提供する内容、方法は次の通りとする。

- ・ F A X 会員契約日移行月 2 回、定期的に当社独自のレポートを F A X で送付
- ・ 相談会員 契約期間中、会員との面談又は、電話により毎月 4 回以上の助言  
います。
- ・ テレビ電話相談会員 契約間中テレビ電話（s k y p e）による情報・助言を  
行いす。
- ・ テレビ電話成功報酬会員 契約間中、テレビ電話（s k y p e）による詳細な  
情報・助言を行いす。
- ・ 成功報酬会員 契約期間中、会員との面談又は、電話による詳細な情報・助  
言を行います。
- ・ 前各項の内容、方法は当社の都合で若干変更することがある。

該当期間は、

当社と投資家との投資顧問契約の有効期間は 3 ヶ月、6 ヶ月又 1 年間とし、  
当社と投資家との合意により更新することができる。

- ・ 成功報酬会員・テレビ電話成功報酬会員は年間会費、定率報酬は契約締結  
時、成功報酬は対象有価証券の売買後 5 日以内（証券会社の受渡日の翌日）  
を各銘柄の清算日を原則とする。

### 投資顧問契約による報酬

会 員（区 分）	（3 ヶ月間助言料）	（6 ヶ月間助言料）	（年間助言料）
F A X 会 員	50,000 円	100,000 円	200,000 円
相 談 会 員	200,000 円	300,000 円	500,000 円
テレビ電話相談会員	100,000 円	150,000 円	250,000 円

※ 消費税は別途申し受けます。

成功報酬会員は、年間会費 1,000,000 円（テレビ電話成功報酬会員は年間会費  
300,000 円）+ 定率報酬（契約締結時）お支払いとなります。

又、成功報酬額は、売買の結果が出てからの支払となります。

※ 消費税は、別途申し受けます。）

## 成功報酬会員・テレビ電話成功報酬会員の助言報酬額の算出基準

次に定める投資家の運用資産額に定率報酬と、成功報酬を合算した額を助言報酬額として戴きます。

契約締結時お支払い金額      売買結果後のお支払い金額

運用資産	(定率報酬)	(成功報酬)
1億円まで	×1,0%	売買純益に消費税乗じる
1億円から10億円まで	×0,75%	上記に同じ
10億円以上	×0,5%	上記に同じ

成功報酬は当社からの助言によつて売買した有価証券及びデリバティブ取引（有価証券先物等）に対し課せられるものである。売買差益から売買委託手数料、消費税、譲渡益徴収税額、信用取引の取引税と利息、管理費、権利確定日を越えて建玉をしているときは、名義書換料、など差し引いた金額（純利益）に20%を乗じた金額を報酬とします。一銘柄ごとに清算し、1,000円未満は切捨てます。消費税は、別途申し受けます。

### 種類の変更

1. 投資家は契約期間中いつでも「会員区分変更届書」提出により5種類のうち希望する種類へ変更できる。
2. 前項の種類変更のときは、投資家は当社に対し申し出と同時に変更前種類と変更後、種類の各助言料の差額を支払う。（日割計算）
3. 種類変更後の契約期間は変更時から更に、3ヶ月、6ヶ月、又は1年間とする。

### 譲渡制限

投資家は、投資顧問契約を、投資家の地位を第三者に譲渡することは出来ない。

### 租税の概要

投資家が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等（キャピタルゲイン）の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等（インカムゲイン）への課税が発生します。

## 配当金

有配当で、配当権利付きの場合損益の対象に差し引きします。

手持ち有価証券に新株が無償交付された場合  
修正価格又は、増加株数にて計算します。

当社の助言に対して投資家が売買しなかつた場合

- ・ 当社の助言に基づかない投資（保有）有価証券及びデリバティブ取引（有価証券先物取引）売買益は、報酬の対象にはなりません。
- ・ 当社の助言に基づき有価証券の売買について、デリバティブ取引（有価証券先物取引等）に関して、当社が売買の助言したにも拘らず、会員の自らの意志で決済しなかつた場合には、決済助言日の終値で差益計算します。
- ・ 当社への報告前に会員の自らの意志で決済した場合、その価格にて差益計算致します。

売買損が生じた場合

次回以降の利益金と相殺し、清算します。

契約期間満期日、又は、途中解約日の手持ち有価証券についての場合

- ・ 会員の都合により中途解約する場合は解約届けの時点で有価証券未清算部分は、届出日の終値で計算し清算します。
- ・ 契約期間満期日に未清算部分が残っている場合は、終値計算し清算します。（契約更新の場合その限りでは、ありません。）

投資家の売買損益の把握方法

- ・ 当社の助言に基づき、売買した有価証券については、売買報告書を送付してもらいます。（写しも可とする。）
- ・ 売買報告書の送付が無い場合は、当社売買助言記録に基づいて算出します。

その他

- ・ 投資家への助言内容、方法、その回数及び、報酬体系、報酬の支払い時期については、原則、上記の方法とします。
- ・ 投資家に、特段の事情がある場合は、投資家と協議して上記と異なる方法をとる場合があります。

## 有価証券に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次の通りです。

### 株式

#### 1.) 株価変動リスク

株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。又、株式発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

#### 2.) 株式発行者の信用リスク

市場環境の変化、株式発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

#### 3.) 信用取引等

- ・信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じることがあります）。
- ・信用取引の対象となつている株式等の発行者又は保証会社等の経営、財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となつている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

### 債券

#### 1.) 債券価格変動リスク

債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。又、債券発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によつては、期限前に償還されることがあり、これによつて投資元本を割り込むことがあります。

#### 2.) 債券発行者の信用リスク

市場環境の変化、債券発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

## クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。

### 1.) クーリング・オフ期間内の契約解除 (10日以内の契約の解除)

- ① 投資家は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、投資家はその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の清算は、次のとおりとなります。
  - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合  
投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。
  - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合  
日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。
  - ・契約解除の場合は、  
契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

### 2.)、クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ・クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として、日割計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします

## 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ②クーリング、オフ又はクーリング、オフの期間経過後において、投資家から書面による契約の解除の申し出あつたとき（詳しくは上記クーリングオフの適用を参照下さい）できます。
- ③当社が投資助言葉を廃業したとき。

## 契約解除

当社は 投資家がつぎの各号の 1 に該当したときは、投資顧問契約を解除することができる。

- ① 投資顧問契約第 37 条の 4 の規定に違反したとき。
- ② 当社の営業活動を害し、信用を毀損もしくは品位を損なう行為があつたとき。
- ③ 金融商品取引業法に違反したとき。
- ④ 投資家が死亡 ・ 破産 ・ 準禁治産者及び禁治産者 ・ 法人・団体の解散又は消滅
- ⑤上記の契約解除のときは、当社は投資家に対し顧問（助言）料の返還をしない

## 禁止事項

当社は当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ①顧客を相手方として、又は、顧客の為に以下の行為を行うこと。
  - ※ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - ※ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - ※ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - ※店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。



③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

④投資家は 当社の使用人と前項に係る行為及び個人的な金銭貸借を行ってはならない。

⑤当社の責に帰すべからざる事由により当社が本契約を履行できなかったことにより生じた損害については、当社は責任を負わない。

## 当社の概要

資本金 1,000万円

役員の氏名	代表取締役	若原 繁博
	取締役	若原 とき
	取締役	今村 弘子
	監査役	安福 宏祐

主要株主 若原 直宏

分析者、投資判断者、助言者

元東海東京証券（株）投資アドバイザー 若原 繁博

### ※ 金融商品取引業者の登録

当社管轄の財務局登録簿を自由にご覧になれます。

登録番号 東海財務局長（金商）第40号

### ※ 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は一般社団法人日本投資顧問業協会会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。

会員番号 052-00211

## 当社の苦情処理措置について

1) 当社は、お客様等からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

- ①お客様からの苦情等の受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案の提示、解決

2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図る事としています。この団体は、当社が加入しています社団法人日本証券投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申し出下さい。

### 特定非営利活動法人証券・金融商品あつせん相談センター

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13  
電話 0120-04-5005 (フリーダイヤル)  
(月～金/9:00～17:00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ①お客様からの苦情の申し立て
- ②会員業者への苦情の取次ぎ
- ③お客様と会員業者との話し合いと解決

3) 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あつせん相談センターが行うあつせんを通じて紛争の解決を図る事としています。同センターは、当社が加入しています社団法人日本証券投資顧問業協会からあつせんについての業務を受託しており、あつせん委員によりあつせん手続が行われます。当社との紛争の解決の為、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあつせん手続の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあつせん申立書の提出
- ② あつせん申立書受理とあつせん委員の選任
- ③ お客様からのあつせん申立金の納入
- ④ あつせん委員によるお客様・会員業者への事情聴取
- ⑤ あつせん案の提示・受託

#### 当社が行う業務

当社は、投資顧問業の他に、農産部事業も営んでおります。一般のお客様へ富有柿とお米の販売を行っております。

当社への連絡方法は

株式会社 シンセリティー

〒501-0554

岐阜県揖斐郡大野町五之里 154-1

TEL、FAX (0585) -34-1075

携帯番号 090-5876-6014

契約締結前書面の交付に際して説明を受けた日

年 月 日

契約締結前書面に基づいて説明を受けた者

氏 名

Ⓜ

契約締結前書面に基づいて説明をした者

株式会社 シンセリティー

担当者氏名

Ⓜ

